

右京区人権啓発事業「右京はひとふるシアター」に係る
作品の企画及び制作業務提案募集要項

■ 応募書類の提出期限

令和3年5月31日（月）午後5時まで

※応募書類は、郵送又は直接持参ください。

（郵送の場合、上記提出期限必着です。また、事前に連絡をお願いします。）

■ 問合せ先及び書類提出先

京都市右京区役所地域力推進室企画担当（担当：杉本・花村）

〒616-8511

京都市右京区太秦下刑部町12番地

TEL：075-354-6466 FAX：075-872-5048

MAIL：ukyo@city.kyoto.lg.jp

1 業務及び募集の趣旨

本業務は、映画産業のまち「右京区」ならではの人権啓発事業として、区民等の参加のもと、多くの方々に向けた人権啓発につながる演劇、アニメ、ドキュメンタリー等の作品を企画し、制作することを目的とする。

また、「きょうと情報館」等による不特定多数の方々が見聴する媒体を積極的に活用することを想定し、企画、制作を行う。

企画や制作能力に優れた事業者のノウハウを活用することと、価格以外の要素を含めた競争によって、契約の相手方を選定する必要があるため、公募型プロポーザル方式による募集を行うものである。

2 受託業務の内容

以下の項目を考慮し、一連の業務として企画及び実施をすること。

(1) 作品の企画における連携

右京区人権啓発事業を主催する「右京区民ふれあい事業実行委員会」等の団体との連携を図り、それら主催団体の意向を踏まえた作品の企画を行うこと。

また、右京区を舞台とした親しみやすい作品制作や、作品の発信を通じて、ひとりひとりが人権問題と向き合うきっかけとなる作品とすること。

なお、時勢に適した内容とすることで、多くの方々の人権問題に興味、関心を抱ける作品となるよう、主催団体との調整を行うこと。

(2) 制作コンテンツ

外国人、障害のある人または性的少数者を題材とし、広く区民が人権について考え、また、令和3年は右京区制が始まり90周年にあたることを記念して、区民の方々が右京区に対してより愛着を持ち、明るい未来を展望できる心温まる作品とする。

(3) 作品制作への区民参加

作品制作に当たり、区民が参加・出演する機会を必ず設けるとともに、区内の施設や観光資源等を活用して撮影を行い、区民をはじめとする多くの方々に興味を持っていただけるように創意工夫を行うこと。

なお、広報物を作成するに当たっては、事前に協議し、京都市印刷物として発行する手続きをとること。

(4) 作品制作と監修

作品については、「きょうと動画情報館」等での視聴を前提とし、制作すること。

登場人物の発言等を表記した字幕を制作し、映像の下部に付すこと。

エンドロールに、右京区人権啓発事業「小・中学生による人権啓発ポスター展」出展作品の写真と制作者氏名を掲載すること。

本市職員と連絡を密にして作品制作にあたること。

作品内の描写、せりふ、表現等が、人権を扱った作品として、不適切な箇所がないか、公益財団法人 人権教育啓発推進センターの監修を受けること。監修費用は契約

金額に含まれるものとする。（参考：監修費用は、15分で3万円程度）

また、制作作品については後述8（6）に記載するように、DVD-R等の媒体に記録して、提出すること。

（5）作品の時間

15分程度にすること。

なお、エンドロールの右京区人権啓発事業「小・中学生による人権啓発ポスター展」出展作品の写真と制作者氏名の掲載時間は含まなくても構わない。

3 受託業務に関する基本的事項

（1）受託候補者に求める資格

本業務に応募する資格を有する者は、次に掲げるいずれかの要件を満たすものとする。

ア 京都市の競争入札有資格者名簿に登載されていること及び公募開始の日から選定結果の通知の日までの期間に京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止期間の期間が含まれていないこと。

イ 前号に該当しない者については、次に掲げる資格及び本業務と同様の業務を受託した実績を有する者。

（ア） 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと

（イ） 地方自治法施行令第167条の4第2項各号いずれかに該当し、3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

（ウ） 法人税又は所得税及び消費税の未納がないこと。

（エ） 本市の市民税、固定資産税の未納がないこと。

（オ） 本市の水道料金及び下水道使用料の未納がないこと。

（カ） 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

（2）業務の再委託

包括的な業務の再委託については認めない。個別の業務の再委託については、事前に京都市と協議を行うこと。

（3）業務の規模及び契約金額の上限

本業務の規模は、1,400千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）程度の業務量を想定しており、契約金額の上限も同額とする。

（4）受託希望金額の提示

業務内容等を基に受託希望金額を提示すること。また、3（3）に示す金額の8割を下回る受託希望金額での提案があった場合は、その提案者に対し、その価格によって当該業務の内容に適合した履行がされると認められるか否かを調査するものとする。

(5) 秘密保持義務

業務に従事している者は、業務に際して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。

また、本業務が終了した後においても同様とする。

(6) 個人情報の保護

個人情報を適切に管理・保護するために必要な措置を講じること。

(7) 情報公開

業務に関して保有する情報の公開について必要な措置を講じること。

4 応募手続等

(1) 提出書類

ア 右京区人権啓発事業「右京は一とふるシアター」に係る作品の企画及び制作業務に関する提案書（第1号様式～第4号様式）に従って正本1部、写し4部を作成すること。また、添付書類がある場合は併せて提出すること。

イ 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、上記書類に加えて、次の書類を提出すること。(イ)、(ウ)、(エ)については、申請日前3箇月以内に発行されたもので、写し可とする。

(ア) 第5号様式（誓約書）

(イ) 税務署が発行する納税証明書

※法人の場合は（その3の3）、個人の場合は（その3の2）

(ウ) 京都市が発行する法人市民税又は市・府民税の納税証明書

※京都市内に事業所等が所在する場合

(エ) 京都市が発行する固定資産税の納税証明書

※京都市内に固定資産を所有する場合

(オ) 調査同意書（水道料金・下水道使用料）

(2) 提出期限

令和3年5月31日（月）午後5時まで（郵送の場合は必着とする。）

(3) 提出方法及び提出場所

応募書類は、京都市右京区役所地域力推進室企画担当まで、郵送又は直接持参すること。

提出時間は、平日の午前9時00分から午後5時までとする（ただし、正午から午後1時までを除く）。

(4) 提出部数

5部（原本1部、写し4部）

ただし、4（1）イに掲げる書類は、1部とする。

※ 提出された書類は、受託候補者選定以外の目的には使用しない。また、提出書類は返却しないので、必ず写しを取ること。

5 募集に関する質疑

(1) 質疑の方法

本要項に関する質疑はメールによる（必ず受信確認を行うこと）。

ア 提出期限：令和3年5月24日（月）午後5時（必着）

イ 提出方法：電子メールによる。

ウ 提出先：右京区役所地域力推進室（担当：杉本・花村）

電子メールアドレス ukyo@city.kyoto.lg.jp

(2) 質疑に対する回答

すべての質問および回答については、京都市右京区役所のホームページにおいて公開することとする。

◆右京区役所ホームページアドレス <http://www.city.kyoto.lg.jp/ukyo/>

回答は、この要項と一体のものとして、要項と同様の効力を有するものとする。

6 選定方法

(1) 審査

提出された企画提案書及びプレゼンテーションに基づき、参加者の事業実施能力を審査し、受託候補者を決定する。

プレゼンテーションは、必要に応じて実施し、時間や場所等の詳細については、別途通知する。

(2) 主な評価のポイント

評価項目	評価のポイント	配点
作品の魅力	・ 作品の企画内容 ・ 人権啓発作品として有意義か ・ 右京区制90周年を記念する作品として相応しいか	25
作品への区民参加	・ 区民参加の機会が積極的に取り入れられているか ・ 区民にとっての親しみやすさ	16
作品制作能力	・ 作品制作体制 ・ 作品制作スケジュール ・ これまでの実績	6
事業経費	・ 見積内容	3
合 計		50

(3) 企画提案書の無効

次に掲げる場合に事項に該当する場合は、その者が提出した企画提案書を無効とし、選定の対象外とする。

ア 前述3（1）に掲げる資格のないものが企画提案書を提出した場合

イ 企画提案書に虚偽の内容が記載されていた場合

- ウ 企画提案書に記載された担当者等が、契約締結後に当該業務に従事できない場合。
ただし、止むを得ない事情があるものとして認められた場合はこの限りではない。
- エ 企画提案書に記載された見積金額が、予定価格を越えた場合
- オ 受託候補者の選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

7 スケジュール

(1) 応募期間

令和3年4月1日（木）から令和3年5月31日（月）午後5時まで

(2) プレゼンテーション

応募期間終了後、必要に応じて実施する。時間や場所等の詳細については、別途通知する。なお、プレゼンテーションに使用する資料は受託候補者が準備する。

(3) 受託候補者の決定と契約締結

受託候補者と協議のうえ、業務委託内容を決定し、委託契約を締結する。業務委託条件は、本募集要項に基づく企画提案書の内容を基にするが、契約段階において、若干の修正を求める場合がある。

なお、受託候補者との協議が不調に終わった場合には、受託候補者の選定において、順位の高かった者の順に協議を行う。

(4) 選定結果の通知

ア 応募者に対して、選定結果を書面で通知する。

イ 応募者は、選定結果の通知を受けた日から休日を除く5日以内に、当該通知に対して、書面により説明を求めることができる。

ウ 上記イの求めがあった場合には、書面を受領した日から休日を除く5日以内に、書面により回答する。

8 委託契約

(1) 契約時期

令和3年7月上旬

(2) 契約期間

委託契約締結の日から令和4年3月18日（金）

(3) 契約上限額

1, 400千円を上限とする（消費税及び地方消費税相当額を含む）。

※前払い金は支払わない。

(4) 業務の進め方

ア 本委託業務は、本募集要項によるほか、関係法令等に準拠して実施するものとする。

イ 業務の実施に当たって、(5)に示す書類を提出し、本市監督員の承諾を受けるものとする。

ウ 業務の実施に当たって、逐次、本市と協議を行い、本市監督員の指示により業務を進め、業務の結果について速やかに報告を行うこと。

なお、月1回程度業務の進捗状況等の中間報告を行うこととする。

エ 業務の内容については、機密を守り、本市の許可なく第三者に公表、転用及び貸与してはならない。(業務完了後も含む。)

オ 業務上、受託者の不注意や不備により生じたすべての費用は、受託者の負担とする。

カ 受託者は、業務実施に当たり、関係法令等を遵守し、常に適切な業務管理を行わなければならない。

キ 受託者は、本市監督員と打合せを行った内容について、協議録等を作成し、これを提出しなければならない。

ク 受託者は、本業務実施中に生じた諸事故に関して一切の責任を負い、本市に発生原因・経過・被害状況等を速やかに報告し、本市監督員の指示に従うものとする。本業務の実施に関し発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)のために生じた経費は、受託者が負担しなければならない。

ケ 業務の実施に当たり、本募集要項に定めのない事項及び本要項が定める事項について疑義が生じた場合、受託者は速やかに本市と協議を行うものとする。

(5) 業務実施に当たっての提出書類

本業務の実施に当たって受託者は、契約締結の日から7日以内に次に掲げる必要書類を提出し、本市監督員の承諾を受けるものとする。

ア 業務実施計画書

イ 業務行程表

ウ その他必要な書類

(6) 成果品の提出等

本市に納品する成果品及びその提出は以下のとおりとする。

なお、本業務の実施により得られた作品等をはじめとする成果品全ての著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む。)を京都市に無償で譲渡するものとする。

ア 制作作品

試写版を令和4年2月4日(金)までに提出すること。

制作した作品をDVD-R等に記録し、出演者数と別に100部提出すること。また、登場人物の発言を表記した字幕を制作し、映像の下部に付すこと。

作品については、Windows Media Playerでの再生及び複製、家庭用DVDプレイヤーでの再生が可能なファイルフォーマット(WMV形式が望ましい)とし、ハイビジョン画質で視聴できるようにすること。(フルHD)

作品の複製ができなかった場合、別に提出を求める。

イ WEB用作品

きょうと動画情報館用(YouTube)のデータを記録したDVD-R1部を、

令和4年3月4日(金)までに提出すること。データ容量は、600MBを上限とし、ファイル形式は、MP4形式等とする。(ハーフHD)

ウ 区民参加の様子を記録した写真(一般的な画像ファイル形式JPEG等)

エ 作品を周知するチラシを令和4年2月28日(月)までに作成し、電子データとして提出すること。フォーマットはPDFファイルとする。

オ 本業務で取得、利用又は作成した資料

カ その他本市監督員が指示するもの

(7) 業務完了後の提出書類

ア 完了通知書

イ 納品書

ウ 請求書

エ その他本市監督員が必要と認める書類

(8) 留意事項

ア 本市担当職員との連絡を密にして業務にあたること。

イ 業務の進捗状況については、本市担当職員と協議し、その指示に従うこと。

ウ 本業務の実施により得られた成果や作品の著作権は、京都市に帰属する。

エ 本業務に疑義が生じた場合は、本市担当職員と協議し、その指示に従うとともに、協議の結果を記した書面を本市に提出すること。

9 その他

(1) すべての提出書類の作成及び提出に関する費用は、応募者の負担とする。

(2) 公募手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 提出期限以降における企画提案書の差替え及び再提出には応じない。